

○神奈川県警察ホームページ運用要領

(令和6年12月2日例規第49号神広発第670号)

この度、神奈川県警察ホームページ運用要領を別添のとおり制定し、令和6年12月2日から施行することとしたので、運用上誤りのないようになされたい。

おって、神奈川県警察ホームページ運用要領の制定について(平成14年3月13日 例規第11号、神広発第78号、神情発第120号)は、廃止する。

別添

神奈川県警察ホームページ運用要領

1 目的

この要領は、インターネット上に開設する神奈川県警察ホームページに関して、体系的かつ網羅的な運用の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって神奈川県警察における効果的な広報活動を推進することを目的とする。

2 準拠

神奈川県警察ホームページの運用については、神奈川県警察広報規程（昭和49年神奈川県警察本部訓令第4号）、神奈川県警察広報活動実施要領の制定について（昭和49年9月2日 例規、神広発第116号）、神奈川県警察における情報システムの整備及び管理に関する規程（令和5年神奈川県警察本部訓令第24号。以下「システム規程」という。）、神奈川県警察情報管理システム等運営要綱の制定について（令和5年12月19日 例規第58号、神情発第733号。以下「システム要綱」という。）、神奈川県警察情報セキュリティに関する規程（平成17年神奈川県警察本部訓令第4号。以下「セキュリティ規程」という。）、神奈川県警察情報セキュリティ対策基準の制定について（令和5年9月21日 例規第42号、神情発第537号。以下「セキュリティ対策基準」という。）及び神奈川県警察情報セキュリティ対策基準の細目の制定について（令和5年9月21日 例規第43号、神情発第538号。以下「セキュリティ細目」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

3 用語の意義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 神奈川県警察ホームページ

神奈川県警察が、インターネット上に開設するウェブサイトであって、完全修飾ドメイン名が「www.police.pref.kanagawa.jp」のものをいう。

(2) ウェブコンテンツ

神奈川県警察ホームページに掲載するための文章、写真、絵、音声等で構成された資料をいう。

(3) 入力資料

神奈川県警察ホームページを作成し、又は更新するために必要なウェブコンテンツを含めた資料をいう。

(4) 利用所属

神奈川県警察ホームページを利用して広報活動を行う所属をいう。

(5) 本部ホームページ

神奈川県警察ホームページのうち、利用所属の依頼により総務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）によって作成されたウェブページをいう。

(6) 警察署ホームページ

神奈川県警察ホームページのうち、各警察署によって作成されたウェブページをいう。

(7) CMS

Contents Management System（コンテンツ・マネジメント・システム）の略称であって、ウェブサイトやウェブコンテンツの作成、更新及び管理に必要な処理を行うシステムをいう。

(8) ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がい者を含めて、誰もがウェブページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることをいう。

4 基本構成

神奈川県警察ホームページの運用及び管理（以下「本業務」という。）については、CMS、クラウドサービス及びこれらの用に供するプログラムを用いて行う。

5 運用管理体制

(1) 総括運用管理者

ア 警察本部に総括運用管理者を置き、総務部広報県民課長をもって充てる。

イ 総括運用管理者は、神奈川県警察ホームページを円滑に運用するため、総合的な管理に当たるものとする。

(2) 運用支援者

ア 警察本部に運用支援者を置き、総務部情報管理課長をもって充てる。

イ 運用支援者は、神奈川県警察ホームページの適正な運用を支援するため、クラウドサービスの整備及び利用に必要な技術支援に当たるものとする。

(3) 運用管理者

ア 利用所属に運用管理者を置き、所属長をもって充てる。

イ 運用管理者は、自所属のホームページを維持管理するため、必要な事務の処理に当たるものとする。

(4) 運用責任者

ア 利用所属に運用責任者を置き、本部所属にあつては課長代理、室長代理、副隊長又は次長を、市警察部にあつては副部長を、相模方面本部及びサイバーセキュ

リティ対策本部にあつては副本部長（当該職にある者が複数配置されている所属にあつては、所属長の事務代理者として指名されている者とする。）を、警察学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長をもって充てる。

イ 運用責任者は、自所属のホームページにおける個人情報を保護するため、安全対策に当たるものとする。また、自所属のホームページに関して掲載内容に説明の必要が生じた場合には、その対応の任に当たるものとする。

(5) 運用主任者

ア 運用管理者は、所属の警部の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員のうちから、運用主任者を指定する。

イ 運用主任者は、自所属のホームページにおいて掲載している情報（以下「掲載情報」という。）及び入力資料の管理状況、安全対策の推進並びに関連機器の使用状況の掌握に当たるものとする。

(6) 作成担当者

ア 運用管理者は、所属の警察職員のうちから、適任者を作成担当者として指定する。

イ 作成担当者は、入力資料の作成、情報の掲載依頼等に当たるものとする。

(7) 運用担当者

ア 総括運用管理者は、インターネット上にウェブコンテンツを公開する権限を付与した警察職員を運用担当者として指定する。

イ 運用担当者は、総括運用管理者を補佐し、神奈川県警察ホームページの運用に関して総合的に審査の上、本部ホームページの作成、公開作業等に当たるものとする。

6 神奈川県警察ホームページへの掲載手続等

(1) 本部ホームページ

ア 情報の掲載

(ア) 運用管理者は、本部ホームページに情報を掲載しようとする場合は、掲載期間、入力資料等について十分に検討の上、原則として掲載希望日の2週間前までに神奈川県警察ホームページ利用申込書（別記様式。以下「利用申込書」という。）により、総括運用管理者（運用担当者経由）に依頼するものとする。

(イ) 総括運用管理者は、(ア)の依頼を受けた場合は、入力資料の内容を検討し、運用管理者と協議の上、本部ホームページに情報を掲載するものとする。

イ 情報の変更又は削除

(ア) 運用管理者は、本部ホームページの掲載情報を変更し、又は削除しようとする場合は、変更内容、入力資料等について十分に検討の上、原則として変更又は削除の希望日の2週間前までに利用申込書により、総括運用管理者（運用担当者経由）に依頼するものとする。

(イ) 総括運用管理者は、(ア)の依頼を受けた場合は、入力資料の内容を検討し、運用管理者と協議の上、本部ホームページの掲載情報を変更し、又は削除するものとする。

ウ 電子メール窓口の開設

(ア) 運用管理者は、本部ホームページを利用する電子メール窓口を開設しようとする場合は、その必要性、入力資料等を十分に検討の上、原則として開設希望日の2週間前までに利用申込書により、総括運用管理者（運用担当者経由）に依頼するものとする。

(イ) 総括運用管理者は、(ア)の依頼を受けた場合は、入力資料の内容を検討し、アドレスの管理、セキュリティ対策等を運用支援者及び運用管理者と協議の上、電子メール窓口を開設するものとする。

エ 電子メール窓口の変更又は削除

(ア) 運用管理者は、本部ホームページに掲載している電子メール窓口を変更し、又は削除しようとする場合は、変更内容、入力資料等を十分に検討の上、原則として変更又は削除の希望日の2週間前までに利用申込書により、総括運用管理者（運用担当者経由）に依頼するものとする。

(イ) 総括運用管理者は、(ア)の依頼を受けた場合は、入力資料の内容を検討し、運用管理者と協議の上、本部ホームページの電子メール窓口を変更し、又は削除するものとする。

(2) 警察署ホームページ

ア 情報の掲載

(ア) 運用管理者は、警察署ホームページに情報を掲載しようとする場合は、掲載期間、入力資料等について十分に検討の上、原則として掲載希望日の午前10時までにCMSにより、総括運用管理者（運用担当者経由）に依頼するものとする。

(イ) 総括運用管理者は、(ア)の依頼を受けた場合は、入力資料の内容を検討し、運用管理者と協議の上、警察署ホームページに情報を掲載するものとする。

イ 情報の変更又は削除

(ア) 運用管理者は、警察署ホームページの掲載情報を変更し、又は削除しようとする場合は、変更内容及び入力資料等について十分に検討の上、原則として変更又は削除の希望日の午前10時までにCMSにより、総括運用管理者（運用担当者経由）に依頼するものとする。

(イ) 総括運用管理者は、(ア)の依頼を受けた場合は、入力資料の内容を検討し、運用管理者と協議の上、警察署ホームページの掲載情報を変更し、又は削除するものとする。

7 運用時間

本業務は、執務時間における更新作業を除き 24 時間運用とする。ただし、保守等のため運用を停止する必要がある場合は、この限りでない。

8 安全の確保

(1) 情報セキュリティ

本業務の情報セキュリティに関しては、システム規程、システム要綱、セキュリティ規程、セキュリティ対策基準及びセキュリティ細目の定めるところによる。

(2) 情報の分類

本業務において取り扱う情報の分類は、次のとおりとする。

機密性	完全性	可用性
1(低)	2(高)	2(高)

9 留意事項

本業務に関わる者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 神奈川県警察ホームページにアクセスする利用者の利便性に配慮すること。
- (2) ホームページは、即時性及び波及性が高い広報媒体であることから、情報の掲載が時機を失しないよう常に情報の点検を行うこと。
- (3) 統計データ等の更新を含めた見直しやリンク切れなどの点検を随時行うこと。
- (4) 掲載情報の知的所有権及び個人情報の保護に細心の注意を払うこと。
- (5) 入力資料は、システム要綱に定めるところにより適正に取り扱うこと。
- (6) ウェブコンテンツについては、ウェブアクセシビリティを確保すること。

10 情報セキュリティインシデント発生時の措置

情報セキュリティインシデントの可能性のある事案を認知した場合は、セキュリティ対策基準の定めるところにより措置しなければならない。

11 その他

神奈川県警察ホームページの運用に関し疑義が生じた場合は、総括運用管理者、運用支援者及び運用管理者との協議により、必要な調整を行うものとする。

附 則

様式省略